



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 文化シャッター株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 茂木 哲哉  
問 合 せ 先 執 行 役 員 市川 治彦  
人 事 総 務 部 長  
(TEL 03-5844-7200)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

今後の事業領域の拡大に備えるため、当社現行定款第 2 条において、事業目的の追加およびそれに伴う号数の繰り下げ等の変更を行うとともに、新たに社外取締役の選任等を行い、取締役会の監督機能の強化および業務執行の推進力強化を図るため、当社現行定款第 22 条において、取締役会の員数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～20. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) 21. その他一切の適法な事業	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～20. (現行どおり) <u>21. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業務</u> <u>22. 高齢者福祉施設等の運営および開発・管理業務</u> <u>23. 特定福祉用具および福祉用具ならびに介護用品等の製造、販売</u> 24. その他一切の適法な事業
第 3 条～第 21 条 (条文省略) (員数)	第 3 条～第 21 条 (現行どおり) (員数)
第 22 条 当社の取締役は 8 名以内とする。	第 22 条 当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。
第 23 条～第 45 条 (条文省略)	第 23 条～第 45 条 (現行どおり)

#### 3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)  
(2) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上